

京都市告示第 297 号

平成 21 年 10 月 8 日京都市告示第 269 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定）を平成 23 年 11 月 14 日から次のように改めます。

平成 23 年 11 月 14 日

京都市長 門川 大作

「

東岩本市営住宅	第 1 棟及び第 2 棟		0.9183
---------	--------------	--	--------

」

を追加します。

（都市計画局住宅室住宅管理課）